

産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート

下記1の書類について、別添のとおり提出します。

記

1 提出書類 <該当を選択>	□ 産業廃棄物処理計画書 (PDF ・ 書類 部) ■ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (書類 1部) □ 特別管理産業廃棄物処理計画書 (PDF ・ 書類 部) □ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (PDF ・ 書類 部)
2 提出者	(住所) 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 4·1·3 (名称・代表者氏名) 株式会社イチケン関西支店 常務執行役員 関西支店支店長 政清弘晃
	(所在地)〒 —
3 対象事業場	(名称) 尼崎市一円
	(事業場コード(6 桁)) 909552
	(業種コード(4 桁)) 0600 (業種名) 総合工事業 (フレーム:完成工事高)
4 事業場データ (報告データ)	110040 万円 (廃棄物発生場所地域名) <該当地域に○印をしてください。>※ 11 神戸市、⑫尼崎市、13 姫路市、14 西宮市、 21 阪神南、22 阪神北、23 東播磨、24 北播磨、25 中播磨、26 西播磨、 27 但馬、28 丹波、29 淡路 ※ 地域は政令市・県民局単位。複数地域にまたがる場合、第2面は地域ごとに作成ください。
	(所属)株式会社イチケン関西支店 技術サポート部
5 ご担当者	(氏名) 下総健一 (香託) 06 6959 6907 (FAX) 06 6959 6974
	(電話) 06-6253-6207 (FAX) 06-6253-6274 (E-mail) shimofusa-k@ichiken.co.jp

(建設業)

本用紙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 11 項及び第 12 条の 2 第 12 項で定める公表対象の様式ではありませんので、同法により公表することはありません。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月8日

尼崎市長 殿



提出者

住所 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 氏名 株式会社イチケン 関西支店 常務執行役員 関西支店長 政清 弘晃 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6253-6200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

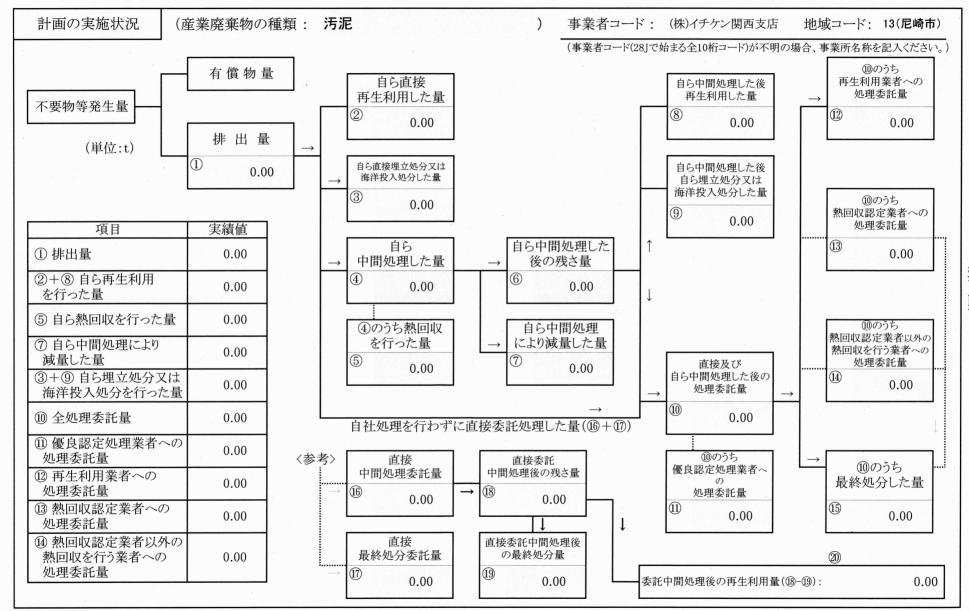
事	業場	型。 O) 名	称	尼崎市一円
事	業場	0	所 在	地	尼崎市一円
事	業	0	種	類	06:総合工事業
産業計	産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間				令和4年4月1日~令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

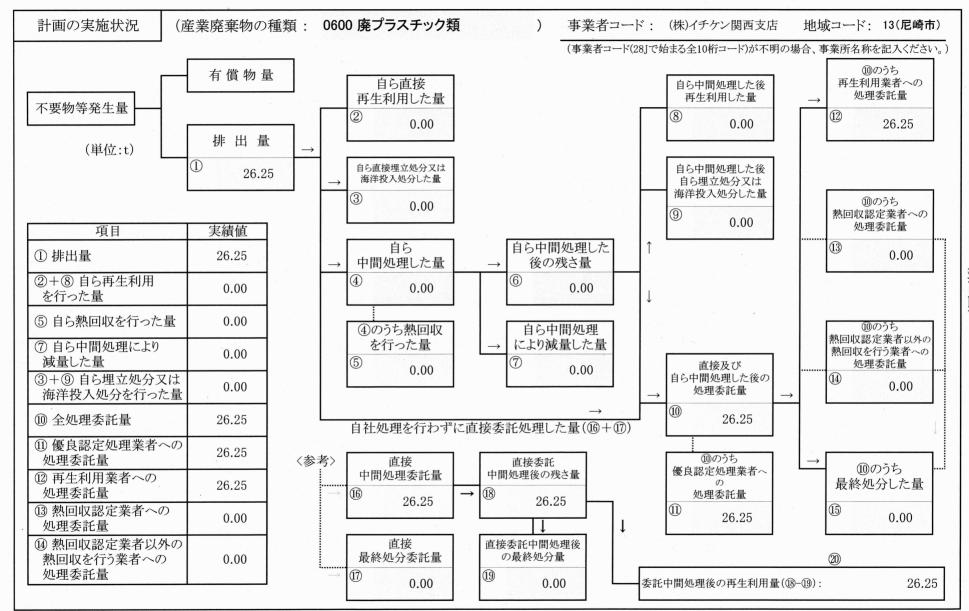
項目	目標値	項目	目標値
排出量	957. 59 t	全 処 理 委 託 量	957.59 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	488.69 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	957.59 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t
自ら埋立処分又は 海洋投棄処分を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t
※事務処理欄			

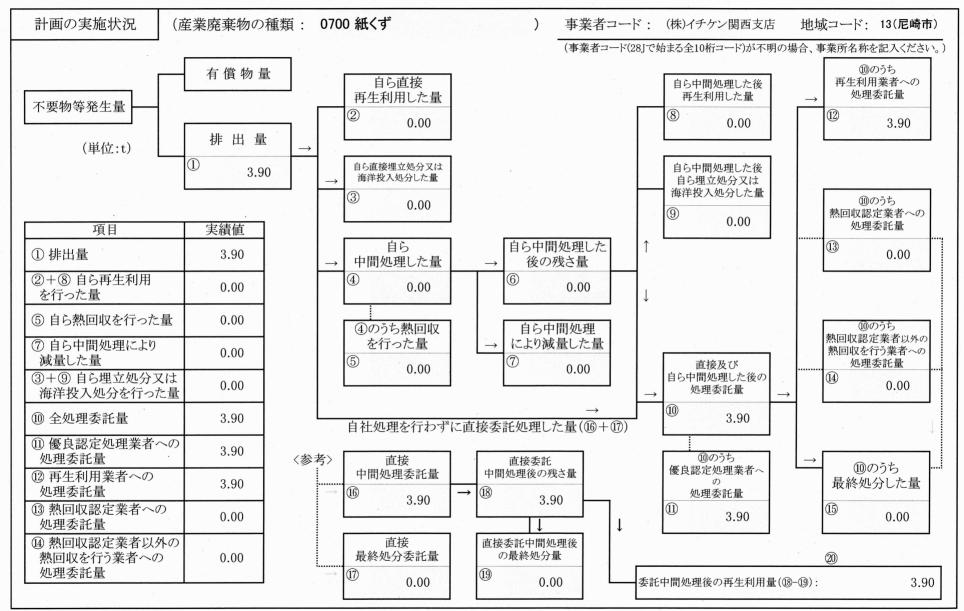
(日本産業規格 A列4番)



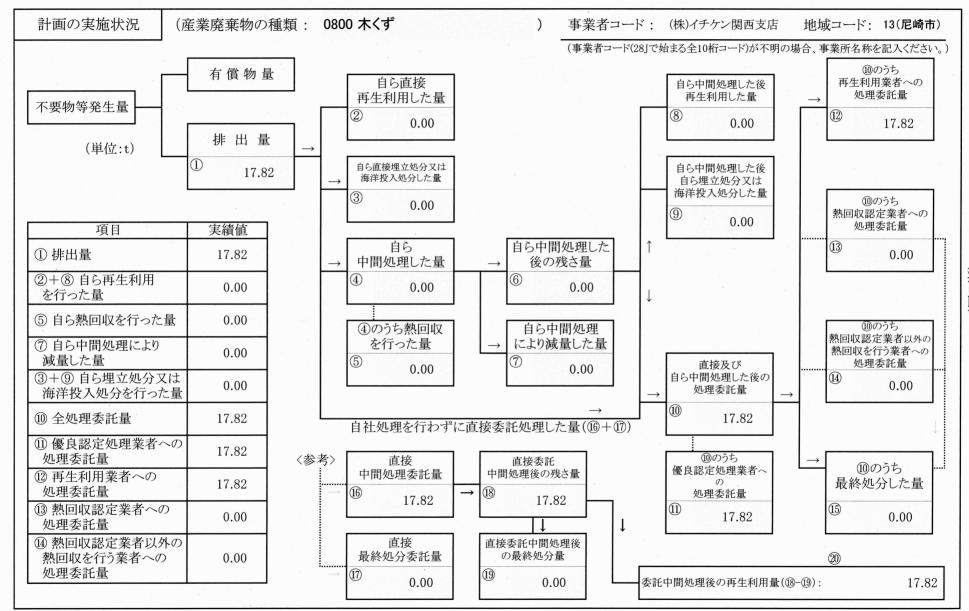




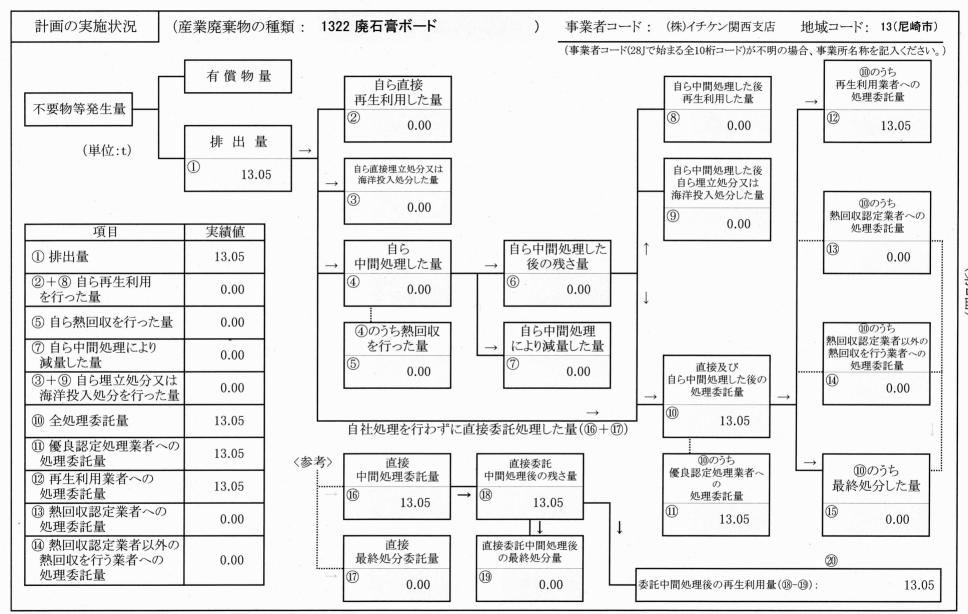




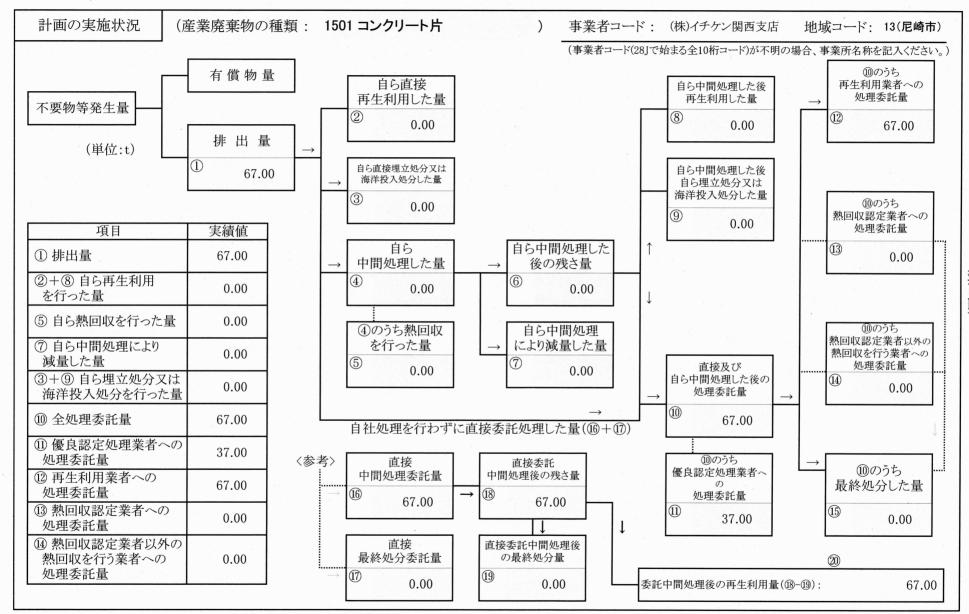




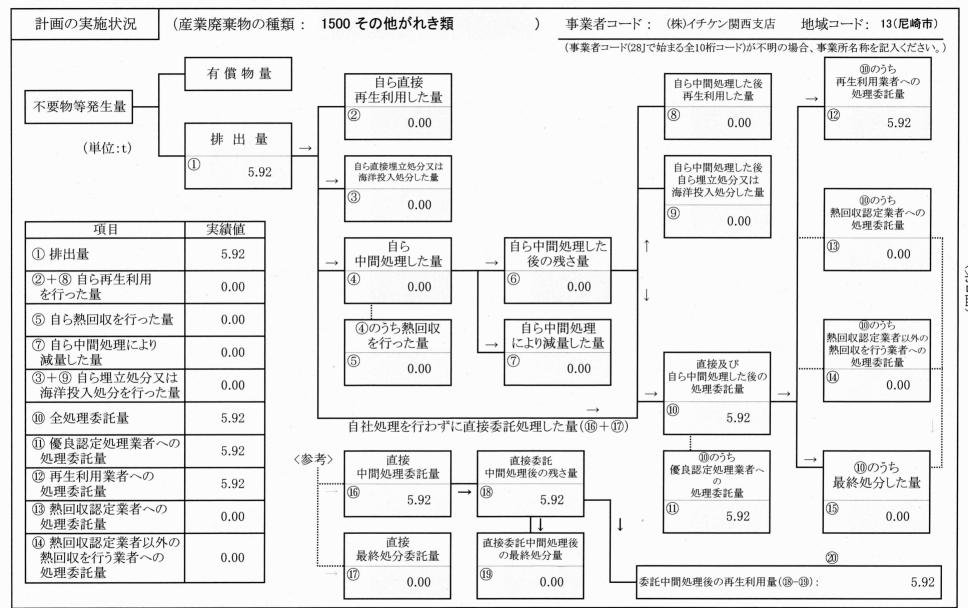




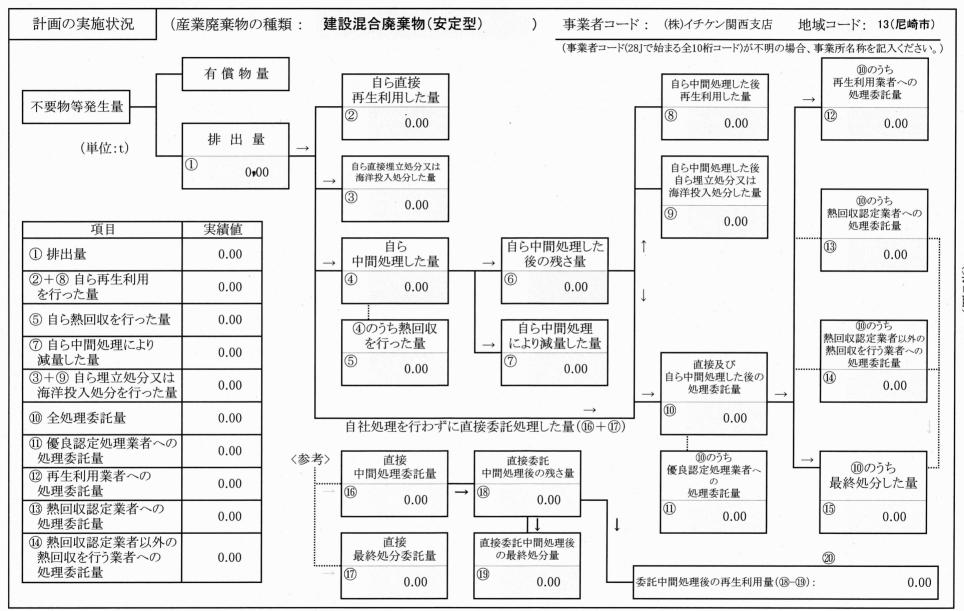


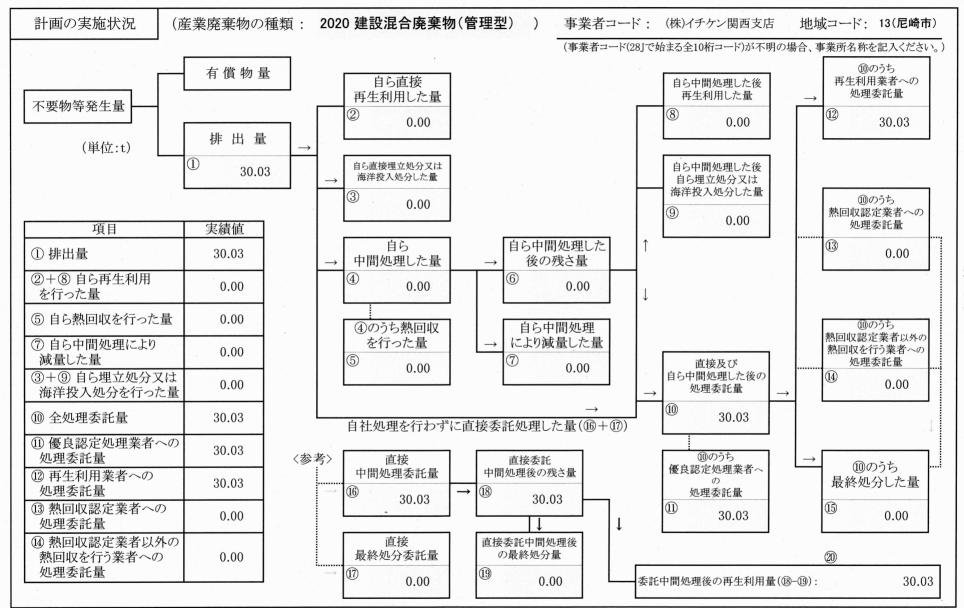












備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときには、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。